

参議院法務委員会会社更生法案等に関する小委員会(第十一回継続) 會議録第二号

昭和二十六年九月七日(金曜日)午前十二時三十分開会

本日の會議に付した事件

○会社更生法案(内閣送付)

○委員(伊藤修君) それではこれより会社更生法案等に関する小委員会を開きます。

昨日に引続きまして、第五章の御説明をお願いいたします。併せて第六章のほうも一つお願いいたします。

○説明員(野本新一君) 先ず第五章について御説明いたします。第五章は関係人集會のことを定めた章であります。関係人集會は、債権者、株主等その他の関係人の集會でありまして、更正手続開始後の会社の業務及び財産の管理並びに更生計画案について審理し又は更生計画案について決議する等の権限を有するものであります。本章は、この関係人集會の招集手続、期日及び議決権に関する事項等、関係人集會の通則的な事項を定めておるものであります。

第百六十五條は、関係人集會の期日に一定の者を呼び出すべきこと及び呼び出すべき者の範囲を明らかにしたものであります。議決権を行使することができない者及び第一回の関係人集會について、開始決定に関する書面の送達を受けた者は、特に呼出しをする必要もないので、呼び出さなくてもいいことにいたしました。これは第二項であります。この第二項の前段の議

決権を行使することができない更生債権者という点は、これは別の個所に、如何なる場合に議決権を行使することができないかが出て参るのであります。が、こゝに更生債権者等は、別に関係人集會に出て参りまして、一番本質的な議決権を行使することができま

ので、別に呼び出さなくてもいいというところにいたしましたわけでありまして、なお第二項の後段のほうは、第四十七條第二項によりましてすでに一定の書面を送達しておりますので、この書面によつて第一回の関係人集會の期日等が了解されておりますので、改めて特にそのために呼出しをしなくてもいいと、そういうことにいたしましたわけでありまして、

次に第百六十六條ですが、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁及び証券取引委員会には、先日も申し上げましたように、更生手続に関與する機会を與える必要がありまして、本條は、これらの行政庁等に対し関係人集會の期日を通知すべきことを定めたものであります。

第百六十七條は、関係人集會は、裁判所が指揮することを定めたものであります。これは和議法及び破産法の例になつたものであります。

第百六十八條は、関係人集會の期日及び目的の公告を定めたものであります。が、関係人集會の期日は、その期日において議すべき事項と共に、債権者その他の利害関係人に周知させる必要がありまして、これも破産法第百七

十七條の規定になつて本條の規定を設けたものであります。

第百六十九條は、手続の簡易化のために関係人集會並びに更生債権及び更生担保権調査の各期日を併合して行う便宜を與えたものであります。なおここで一言いたしておきたいと思ひますのは、この案の立て方といつたしまして、別に関係人集會というやうなものを設けないでも、事実上関係人が集つて相談して、その結果がまとまればそれでいいではないかといふやうな考え方もあり得ると思ひます。アメリカ法はどちらかといつて、そういうやうな考え方に従つておるやうであります。が、我が國の法律といつたしましては、すでに長年用ひ慣れた和議法の手続に準じて、そのやり方を借りてやつたほうが円滑に進行するのではないかといふ考え方の下に、こゝにいうやうな関係人集會の期日を設けて、更生手続を進行させることにしたわけであり

ます。次に第百七十條と第百七十一條であります。これらの規定は、更生計画案の決議についての更生債権者、更生担保権者及び株主の議決権につき、これに対する関係人の異議並びに議決権行使の額及び数について定めたものであります。この種の考え方は破産法及び和議法にすでにあるものであります。その例に準じて定めたものであります。即ち第百七十條の、管財人並びに届出をした更生債権者等は、他の

更生債権者等の議決権について異議を述べ得るということに對しまして、第百七十一條におきましては、別に異議がなかつたところの議決権を有する更生債権者等は、その確定した額又は届け出た額、若しくは株式ならばその数に應じて議決権を行使することができるといふことになりまして、この第百七十一條の規定は、一つの基本的規定になつておるわけでありまして、異議のある権利につきましては、第百七十一條第二項で裁判所が議決権を行使させるかどうか、及び如何なる額又は数につき議決権を行使させるかを定めることになつております。これは手続を迅速に運んで行くためには、裁判所にこの程度の決定権を與える必要があるから、このようにしたわけであり

ます。次に第百七十二條は、收賄その他不当な利益を得る目的で、手続に参加する者を議決から除外して、公正な議決の成立を図るためのものであります。更正手続を不当な利益追求のために利用する行為は、会社の更正そのものを危うくするだけでなく、他の利害関係人の権利に重大な影響を及ぼしますので、裁判所の裁量によりまして、議決権を行使させないことができることにしたものであります。なお第二項は、当該議決権者に釈明の機会を與えたものであります。これはいわゆる惡質な三百名の者のような、真に会社の更正を図るということではなくて、全くその機会を利用して、私腹を肥やそうとし

て策動する者を防ごうというための規定であります。

第百七十三條は、一定の者に議決権の行使を許さないことにした規定であります。一号の「更生計画によつてその権利に影響を受けない者」といふもの典型的なものは、例えば「弁済を受けることになるといふやうな者がその適例であります。二号の「第六十條の規定により計画から除外することのできる者」と申しますのは、例えば株主について申しますと、会社を假に清算したといつたしましても何ら残余財産の分配を受け得る見込みがない、そういうやうな者は現実に財産的利害關係を持つ者でありませぬので、議決権を行使することができないことにいたしましたわけでありまして、第三号の「第二百四十二條第二項の規定によりその保護が定められてゐる者」については、又後ほど説明することになると存じますが、簡単に申しますと、或る一つの更正計画案につきまして不同意の組のある場合には、その不同意の組の者の権利を保護するために一定の法律に定めた保障をいたしますと、そういう不同意の組は何ら更生計画によつて實質的の不利益を受けないことになりまして、そのやうな場合には議決権を行使することができない、そういうことにいたしましたわけでありまして、

第百七十四條は、議決権行使の便宜

のために代理人による行使を認めためたものであります。この規定は、何分更生債権者とか株主等は、多数に上る場合もありまゝ、本人がどうしても出て来なければならぬといふと、こゝういふような手段、手続におきましては、手続の円滑な進行を図るのに不適切でありますので、代理人を認めることにいたしましたわけでありまゝ。

次に第六章に入りますが、第六章は、更生手続開始後の会社の業務及び財産の管理、管財人等の一定の事項についての調査及び報告の義務、審査人の選任、更生計画案の作成から可決に至るまでの手続、及び公益債権等について規定いたしております。

第七十五條は、管財人の会社の業務及び財産の管理に着手することに関する規定であります。管財人は第五十三條の規定によりまして会社の業務及び財産の管理権を有することになりますので、就職の後直ちにこれらの管理に着手しなければならぬといふことも、破産法第八十五條にも同趣旨の規定がございまして、破産法第八十六條及び第七十八條は、すでに破産法第九十條及び第九十一條に同趣旨の規定がありまして、特に説明すべきほどのこともございませぬ。

第七十八條は、会社の財産の状況を知るの、爾後の更生手続の進行上必要でありますので、破産法第八十八條の例に倣つて定めた規定であります。即ち管財人等は更生手続開始後遅滞なく、裁判所書記官等の立会の下に、会社に属する一切の財産の価額を評定しなければならぬことになつておるわけでありまゝ。

第七十九條も、前條と同様の趣旨から破産法第八十九條の例に倣つて規定いたしましたものであります。

第八十條と第八十一條であります。第八十條の各号に掲げる事情は、更生手続の主事者である裁判所がどうしても知しなくてはならないので、管財人は就職後直ちに、これらの事項を遅滞なく調査して裁判所に報告すべきことを定めたものであります。なお、これらの事項は第九十五條の規定によりまして、第一回の関係人集會に報告されることになつております。

第八十二條の規定は、更生債権者等の調査に関するものであります。前二條と同様の趣旨から、更生債権者、更生担保権者及び株主の権利につきまして管財人等に調査報告させることになつたものであります。この調査の結果も、第九十五條の規定によりまして第一回の関係人集會に報告され、その集會の資料とされるわけでありまゝ。

次に第八十三條であります。前五條は、手続開始後最初の段階にしなければならぬ事項を定めたものであります。第八十三條は、その後におきまして管財人等は、裁判所の定めるところに従ひましてその命ずる事項を報告する等の義務があることを規定いたしましたものであります。更生計画認可の時の財産目録等を特に要求いたしましたのは、その時の財産状態が更生計画遂行の基礎となるからであります。

第八十四條は、営業用の固定財産の評價並びに更生手続による営業用の固定財産の評価に当りましては、事実ありのままの評価をしなければならぬので、商法の営業用の固定財産の評価に関する特別を適用しないことになつたものであります。

第八十五條は、書類の備付けに関する規定であります。管財人等による今までの述べた規定によつて裁判所に提出された書類を利害関係人の閲覧に供することにすため、これらの書類は裁判所に備えて置かなければならぬことになつたものであります。

次に第八十六條は、会社の更生事務の処理に関する規定であります。管財人がない場合の更生事務につきましては、会社は、裁判所の監督の下に、これを処理することになつたものであります。なおその際会社は、更生事務の処理につきましては、管財人と同一の注意義務を負ふといふことになつたものであります。この場合には会社は、本来管財人が処理すべき事務である更生事務を処理することになりますので、裁判所の監督に服することとし、その注意義務も管財人と同様とすることにいたしましたわけでありまゝ。注意義務違反の責任は、会社自身のほか、任務を怠つた取締役も負ふものといふいたしました。

次に第八十七條は、比較的小規模な会社の更生事件につきましては、事情に応じて適當な業務及び財産の管理方法を取ることができるようになつたものであります。即ち或る場合には管財人を置いたのをやめ、又置かなかつたのに後に置くことができるというようにいたしました。実情に適する処置が取り得るような途を開いたわけでありまゝ。

第八十八條は、第八十七條に關連する規定であります。会社の業務及び財産の管理の方法が第八十七條の規定によつて変更された場合における訴訟手続の中断及び受審について規定したものであります。

第八十九條は、營業の休止の規定を定めたものであります。元來会社の更生手続は、会社の事業の維持更生を図るものであります。その狙いといふべきところでは、会社の事業を成るべく休ませないで、何とかそのまゝに動かしながら更生させて行こうといふところに狙いがあるわけでありまゝ。会社の營業を繼續することに、よつて損失を生ずるような場合等に、それ以上会社の財産状態を惡化させないために營業を休止させる必要がある場合があります。それで本條は、このよう理由で營業を休止しようとするときは、会社が勝手にするわけには行かず、裁判所の許可を得なければならぬといふことになつたわけでありまゝ。尤も營業の休止につきまして監督官庁の許可を要する場合は、その許可をも得なければならぬとせん。

第九十條は、会社の財産の保管方法等に関する規定であります。会社の財産の保管及び金銭の收支に過誤なからしめるために裁判所が必要を定め得ることができるといたしましたのであります。破産法にもその例がございまして、

第九十一條は、審査人に関する規定であります。本條は、会社が更生事務を処理する場合、管財人を置くほどでもないが、会社に更生事務の処理を任せることも適當でない場合に、審査人を選任して裁判所の命ずる事項を行わせることができることとしたのであります。ただ審査人は管財人と違ひまして、会社の業務及び財産の管理を行わせることはできないことになつております。

第九十二條は、審査人に関する規定で、調査の権限、資格証明書、裁判所の監督権、解任、数人の審査人の職務執行の方法、注意義務、計算の報告義務及び任務終了の場合の緊急処分につき調査委員及び管財人に関する規定を準用し、なお、発起人等に対する責任追及に関する訴についての当事者適格について定めたものであります。

第九十三條は、前條第二項の規定により審査人があるときは、発起人等に対する責任追及に関する訴につきまゝは、審査人が原告又は被告となることになつておりますので、本條は、審査人が置かれた場合等におけるこの種の訴訟の中断及び受審について定めたものであります。

第九十四條、本條もちよつと特色のある規定であります。本條は、更生事務の処理につきましては、法律知識を必要とすることが多いので、常設の法律顧問を置くことができることになつたのであります。法律顧問は、費用の前払及び報酬を受けることができることになつております。これは現在の破産の場合等におきましては、破産管財人は多く弁護士のかたにお願いするが、実情になつておるようでありまゝ。この会社更生手続はしば

しばし申して参りましたように、会社を生かしつつ更生させる手続でありますので、管財人としては相当経済的知識経験、手腕等を要することになりますので、法律家たる弁護士よりも、むしろ経済人のほうが管財人になる場合が多く予想されるわけですが、併しながらかこの手続自体が非常に複雑なものであり、又いろいろの利害関係が錯綜いたしまして、むづかしい法律問題も生じますので、法律家である弁護士を常設的に法律顧問ということにいたしまして、法律問題の処理に誤りなからしめようというのが、この考え方です。

次に第九十五條及び第九十六條は、第一回の関係人集会のことを定めたものであります。関係人集会は主なものは大抵三つあるわけでありまして、その第一回の関係人集会がここに規定してありますが、そのほかに関係人集会は、プランについて意見を徴し、これを審理するための関係人集会、その次の関係人集会でありまして、最後にプランを可決する関係人集会と、大体必要なものは三回になっております。この第一回の関係人集会はその目的をいたしますところは、会社今後の管理の方針を検討するのが目的でありまして、管財人等から会社の業務及び財産に関する経過及び現状、更生債権者、更生担保権者及び株主の氏名及び権利の内容等を報告させました後に、管財人の設置又は選任等について関係人の意見を聞くべきものとしておるわけでありまして、この第一回の関係人集会は、昨日も問題になりましたように、更生債権届出の期間が満了しない前に開き得ることになつて

ておりますので、更生手続に非常に利害関係を持ち熱心なものは債権届出を成るべく早くいたして、この関係人集会に出ることになるものと存じますが、届出の遅れていようなもの、これに出席する機会を失うことになるわけでありまして、併しながらここでは単に会社の業務等の報告等を聞いて、管財人の設置等についての意見を徴するといふ程度のことでありまして、それ以上権利の得喪の実体に觸れるような決議をするわけじやありませんので、私どもの取つた立て方は必ずしも不当ではないと存する次第であります。

次に第九十七條と第九十八條であります。これらの規定は、更生計画案の作成及び提出について定めたものでありまして、第九十七條に定める者に対しては、更生計画案の作成及び提出の義務を認め、第九十八條に定める者に対しては、義務ではなくてその権利を認めたものであります。即ち管財人は先ず更生計画案を立案し裁判所に提出する義務者になるわけでありまして、会社とか、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、この計画案を作成する義務はなく、單に自分で特別の意見がある場合には、更生計画案を作成して裁判所に提出することができるといふことになつておるわけでありまして、これは成るべく広く良案を求める趣旨で第九十八條の規定を立案したわけでございます。

ばなりません。そのような案の成立の困難なことが明らかな会社は、更生の見込みがないものとして、これに對しては手続を開始すべきものでないのではありませんが、實際問題といたしましては、当初は可能と認められても開始後いろいろの事情で、更生が困難となり、單に清算を目的とする案ならば成立可能といふような場合の生ずることが予想されるのでありますが、今までの折角進めた手続をやめてしまつて、新たに別の手段を進めることは無駄でありますので、本條は、債権者の一般の利益を害しない限り、裁判所が清算を内容とする計画案の作成を許可することができるといふこととしたものであります。一見この第九十九條の規定は、会社更生手続と矛盾するような感がありますが、只今説明いたしましたように、手続の経済を考へて、例外的に認めた措置であります。

次に第二百條、第二百一條であります。これは更生計画案審理のための関係人集会でありまして、いわば第二回目の関係人集会とも称すべきものであります。即ち更生計画案の提出があつたときは、裁判所は、その計画案を審理するため、期日を定めて関係人集会を招集し、この関係人集会におきましては、更生計画案の提出者から、計画案について説明を聞き、裁判所は、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主から計画案に対する意見を聞かなければならないことになつております。なお、この機会に一言いたしておきたいことは、更生計画案ができ上りますには、いろいろの利害関係が複雑にたれておりますので、なか／＼簡単に

はまとまりにくいものであります。が、實際の場合におきましては、この更生債権者とか、更生担保権者とか、株主とか、こういう利害関係を同じくする者同士が集まり合つて一つのグループのようなものを作りまして、お互いに折衝をいたし、利害を調整して、それで大体各方面の意向を探つて、これならば大体可決され得るのでないかといふような見込みをつけなければなりません。この表面に現われた手続以外に、この裏面で事実上の折衝といふようなことが相当行われ、又手続の円滑な運行のためには、その實際上の折衝が合理的に行われることが必要なのであります。

次に第二百二條は、会社の業務を監督する行政庁等に対して更生計画案について意見を述べる機会を與えたものであります。許可、認可等を要する事項を定めた計画案は、本條第二項の規定による行政庁の意見と重要な点で反しておるときは、認可されないことになつております。この規定は第二百四十一條第一項五号におきまして、行政庁の許可等を要する事項を定めた計画につきましては、行政庁の意見と重要な点において反しておる場合には、裁判所において更生計画案が認可されないことになつておりました。こういう仕方で監督行政庁の監督権限と更生手続との調整を図つておるわけでありまして、

次に第二百四條は、更生計画案の修正に關する規定でありまして、更生計画案の提出者が、提出後必ずから更生計画案を修正することを許したものであります。實際の便宜を図つた規定であります。

次に第二百五條は、更生計画案の修正命令に關するものであります。即ち提出された更生計画案が不適法なものであるような場合に、裁判所がその修正を命ずることができるといふたものであります。これもこの規定がないと、不適法な更生計画案が何かの關係で出て来た場合に、折角ちよつと直せばそれで認可できるものを、こういう規定がないと、今までの手続も全部無駄になるという結果が生ずる場合も考えられますので、この規定を置きまして、手続の無駄を省くこととしたわけでありまして、

第二百六條は、関係人集会の再開の規定であります。計画案審理のための関係人集会の期日後に前條の規定による案の修正があつた場合に、更に関係人の意見を聞く等の必要があると認めるときは、関係人集会を再開することができるといふたものであります。

第二百七條は、更生計画案の排除に關する規定であります。即ち提出された更生計画案が、結局において認可できないようなものであれば、これについて爾後の手続を進めて見ても無駄でありますので、関係人集会の審理又は決議に付さないことができることになつておるわけでありまして、

次に第二百八條は、いよいよ最後の段階であります。更生計画案決議のための関係人集会に關する規定であります。本條は、更生計画案決議のための

関係人集会の招集及び関係人に対する更生計画案の写し等の送達について定められたものであります。案の写し等を送達するのは、事前に関係人に案の内容を知らせて決議に便ならしめようとする趣旨であります。第三項は、簡易送達の方法を認めたものであります。

第二百九條は、更生のために債務を負担し又は担保を供する者は、更生計画案が認可されず、その効力を受けて、認可決定が確定すると更生債権者等の記載が確定判決と同一の効力を有するものとされ、更生手続終結後は、それに基づいて強制執行を受けることになつておりますので、計画案決議のための関係人集会の期日に出席して、その旨の陳述をすべきものとしたわけでありました。

第二百十條は、更生計画案の変更に関する規定であります。更生計画案は、すでにその審議を終えて、決議のために関係人に送達された後は、その変更を許すべきものではありませんが、更生債権者等に不利な影響を與えない場合は、例外的にその変更を許してもよいので、本條は、そのような異例な場合の計画の変更を認めることにいたしました例外的措置であります。

次に第二百十一條は、決議の時期に関する規定であります。一般の更生債権又は更生担保権調査の終了前には、これらの権利の内容、権利者の議決権等が判明しないので、決議をすることができないことになつてゐるわけでありました。

次に第二百十二條の規定であります。本條は決議の方法を定めたものでありまして、更生計画案決議のための関係人集会におきましては、更生債権

者、更生担保権者及び株主が各組に分れて決議すべきことを規定いたしておられます。これらの者は、それぞれ異なる権利と利害を持つておられますので、これを無差別に取扱うときは、不都合を生ずるからであります。昨日申上げました第五十九條の規定と関連いたしまして、更生手続における一つの中心的なアイデアの現われであります。

次に第二百十三條は可決の要件に関する規定であります。本條におきましては、権利者の頭数は考慮しないことになつてゐました。各組におきまして法定の額又は数以上の議決権のある者の同意を得られなければ可決されませんが、和議の場合等に比して要件が緩和されておるものと言へます。清算を内容とする計画案について更生担保権者全員の同意を要することにいたしましたのであります。破産手続及び特別清算手続との均衡を考慮したものであります。なおこの條文に表われておりますように、例えば更生債権者につきましては、その議決権の総額の三分の二以上で當る議決権を有する者の同意を得られればよいわけでありまして、更生担保権者につきましてはその四分の三以上で當る議決権を有する者の同意を得なければならないということになつております。更生担保権のほうが更生債権に比してより有力な、或る意味において発言力を有することにせまされて、更生担保権を尊重するという思想をここに表わしておるわけでありました。

次に第二百十四條であります。これは執行期日の指定に関する規定であります。前條の規定によつて決議が成立しなかつたときでも、直ちに決議を不成立に終らせてしまふのは、折角今まで続けて来た手続が全部無駄になつてしまつて、手続の不経済を來たします。本條に定める者の同意があれば執行期日を定めて、更に再考の上慎重に決議する機会を與えるべきものといふたものであります。これも破算法等の例に倣つたものであります。

次に第二百十五條は可決の時期について定めたものであります。本條第一項は、和議法の例に倣つたものであり、第二項は、止むを得ない場合の期間の伸長を認めて融通性を持たせたものであります。若しこの第二百十五條に定める期間内に更生計画案が可決にならないときは、更生手続は後の規定によつて廃止されることになりまして、第二百十六條、第二百十七條及び第二百十八條は、共益債権に關連した規定であります。共益債権は大つがみに申しますと、破産の場合の財団債権に準じて認めたものであります。共益債権相互の間では、別に順位を認めないことになつております。なお、ここに定めるもののほか、各條におきまして共益債権とするものが別に規定されておるものがあるのに注意いたしたいと思ひます。

以上で第六章の一応の趣旨の説明を終ります。委員長(伊藤修君) 續いて第七章をお願ひいたします。

〇説明員(野木新一君) それでは引続きまして、第七章につきまして概略の御説明をいたします。

第七章は、更生計画の必要及び任意的條項並びに計画の條件に関する原則等について規定いたしております。

この章の立案をいたすにつきては、或るべく当事者にわかりがよいように、いろいろの具体的場合をも考慮に入れて規定を作つて行かうということになりまして、規定が比較的詳細になつたものであります。これを和議法の和議條件のところの規定等に比べますと、非常に細かく、又別の言葉、を以て言ひますれば、まあ親切に規定しておるつもりであります。

第二百十九條でございますが、本條は、更生計画に関する總括的な規定であります。第一項は更生計画の必要の條項を定め、第二項は、任意的條項を定めたものであります。即ち第一項におきまして、更生計画には必ず更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更する條項が入れなければならぬということになつております。これはこういう者の権利の変更を來たさなくとも、会社が更生できるというやうな場合には、何も必ずしもこの更生手続をやるとはならないではないかという考えから、少くもこういう場合でなければいけないという趣旨から規定いたしましたものであります。勿論この二十九條におきましては、会社の更生に必要ないろいろの事項が更生計画案に書かれることは予想しておるわけでありまして、規定といたしましては、必要の記載事項としては、法理上の文言におきましては最小限度の表現をとつておるわけでありまして、第二項の任意的條項を定める場合におきましては、重要な事項につきましては、一定の要件を具備すべきものとして、計画の内容を明確ならしめ、併せて計画遂行の場合における他の法令の適用を排除いたしまして、手続が簡単にでき得るよ

うな措置を考へておるわけでありました。

第二百二十條以下は、第二百十九條のところを更に詳細に順次規定して行つたものであります。第二百二十條は、更生計画の必要の條項に関するものであります。計画による更生債権者等の権利の変更について疑義が生じないように規定を置いたわけでありまして、即ち更生債権者等の権利を変更するときは、変更されるべき権利を明示し、且つ、変更後の権利の内容を定めなければならぬといつたしました。なお、この更生計画によつて権利に影響を受けぬもの、或いは先ほど申しました第六十條の規定に基づき計画から除外されるものがあるときは、その者の権利を明示しなければならぬといつたので、計画案がはつきりしないために、後にいろいろの権利の紛争が生ずることがないように、このやうな規定を設けて更生計画案の内容を明確にさせたわけでありました。

次に第二百二十一條であります。更生計画によつて債務が負擔され又は債務の期限が繰り上げられることが多いことが予想されるわけでありまして、本條は、その期限が比較的長期に亘るときは、弁済資金の調達方法を明示し、担保が供されるときは、期限の長期を限定すべきものとしたのであります。債務の弁済を確保ならしめる趣旨において設けた規定であります。これも更生計画案が実現可能な、しつかりしたものになつて、そういう点からこういう規定をはつきり置いたわけでありました。

次に第二百二十二條であります。本條は、会社若しくは会社以外の

ものが更生のために担保を供し、又は会社以外の者が更生のために債務を負担する場合の規定で、権利関係を明確ならしめるためのものであります。

次に第二百二十三條でありますが、更生計画案は、更生債権及び更生担保権の確定手続が大体終了してから作成するのを本則といたしますが、異議のあるものにつきましては、確定してないものもあり得るので、本條は、このように権利がその後確定しても計画の遂行に支障を来さないように、更生計画において適確な措置を講じておくべきことを定めたものであります。

若しこの未確定の更生債権等が非常に大口なものであつて、それがきまらなければ更生計画の立案ができないというような場合には、その確定を待たなければならぬわけでありますが、さればといつて比較的小さいものであつて、それについては何かの措置を講じておけば全体としての更生計画の立案、遂行に支障を来さないというやうな場合におきまして、その更生債権等が確定しなければ更生計画を立案、決定できないというのでは、手続の円滑な進行が得られませんので、このやうな規定をおきまして、その間の調整を図つたわけでありまして、

次に第二百二十四條でありますが、本條も必要の條項に関するものであります。共益債権は、前述したやうに更生債権及び更生担保権に先立つて弁済されるべきものでありますから、共益債権に関する事項を明らかにしなければ堅実な更生計画を立てることができません。本條は、この意味で共益債権の弁済に関する事項を明らかにすべき旨を定めたものであります。

ものが更生のために担保を供し、又は会社以外の者が更生のために債務を負担する場合の規定で、権利関係を明確ならしめるためのものであります。

次に第二百二十五條は、営業又は財産の譲渡等に関する規定であります。本條は、更生計画において会社の営業又は財産の譲渡等を定める場合の要件について規定しております。このやうな條項を定めた計画が認可された場合の効果につきましては、第二百五十八條にその規定がございます。

次に第二百二十六條は、計画案作成当時会社に属する権利で争ひの落着いていないものの処理について定めたものであります。その処理の方法を明確にするべきこととしたものであります。第二百二十三條と似たやうな規定でございます。

次に第二百二十七條は、更生計画において会社の定款の変更について定める場合の規定であります。第二項は、定款の変更により会社が発行する株式の総数を増加する場合には、新株の引受権についても規定すべきことを定めたものであります。定款の変更について定めた計画が認可された場合の効果は、第二百五十九條に規定いたしてありまして、商法の規定の特別になつており、手続が相当簡単になる仕組になつております。

次に第二百二十八條は、取締役等の変更に関する規定であります。即ち会社の取締役、監査役の選任、又はその方法等のことを更生計画において定める場合の規定であります。この第四項におきまして任期を一年といたしましたのは、会社の取締役、監査役等の役員はそれ／＼本来ならば株主總會等によつて選任せらるべきものであります。これは、このやうな会社の正規の機関ではなく、更生計画という非常事態において選任せられたものであります。

次に第二百二十九條は、新株の発行に関する規定であります。本條は、会社の新株発行のことを更生計画において定めるときに、第一項は、更生債権者、更生担保権者又は株主に對して、元の債権、株式等の代りに新株を割当する場合であります。第二項は、これらのものに從前の権利に追加して新たに払込又は現物出資をさせて、新株の割当をする場合であります。第三項は、それ以外の場合、即ち普通の第三者から新株を募集するやうな場合について定め

で、或るべく常態に早く復帰せしめ、商法の規定に準るやうにしたほうがいいという趣旨の下におきまして、このやうな方法によつて異例的に選任せられた役員は任期を余りに長くするのは好ましくないもので、一年といたしたわけでありまして、この点につきましては、或いはこのやうな非常事態を切替けるためには或る特殊の人を信頼する必要があるもので、更生計画においてこの人ならば大丈夫として、その人を取締役として会社の経営を委ねることとしたならば、むしろ任期は長くするほうがいいではないかという考え方も予想されるわけでありまして、本案におきましてはその考えは採用いたしてあります。

次に第二百二十八條の條項を定め、た場合の効果につきましては第二百六十條において商法の規定の特例を設けて手続の簡素化を図つてあります。

次に第二百二十九條でありますが、本條は、会社の資本の減少のことを更生計画において定めようとするとき、この要件について定めようとする。この場合の効果は、やはり後に出て来ます第二百六十一條に規定いたしてあります。

次に第二百三十條は、新株の発行に関する規定であります。本條は、会社の新株発行のことを更生計画において定めるときに、第一項は、更生債権者、更生担保権者又は株主に對して、元の債権、株式等の代りに新株を割当する場合であります。第二項は、これらのものに從前の権利に追加して新たに払込又は現物出資をさせて、新株の割当をする場合であります。第三項は、それ以外の場合、即ち普通の第三者から新株を募集するやうな場合について定め

たものであります。而してこれらの場合の効果につきましては、後に出る第二百六十二條、第二百六十三條におきまして、商法の規定の特例を定め、手続の簡素化を図つておるわけでありまして、

第二百三十一條は、会社の社債発行のことを更生計画において定めるときに、第一項は、更生債権者、更生担保権者又は株主に對して、元の債権、株式等の代りに新株を割当する場合であります。第二項は、これらのものに從前の権利に追加して新たに払込又は現物出資をさせて、新株の割当をする場合であります。第三項は、それ以外の場合、即ち普通の第三者から新株を募集するやうな場合について定め

第二百三十二條は、更生計画において、吸収合併について定める場合の要件を規定しております。吸収合併について定めた場合の効果は、第二百六十六條に規定しております。

次に第二百三十三條は、更生計画において新設合併について定める場合の要件を規定しております。計画において、新設合併について定めた場合の効果は、第二百六十六條に規定しております。

次に第二百三十四條は、更生計画において新会社の設立について定めるときに、第一項は、更生債権者、更生担保権者又は株主に對して、元の債権、株式等の代りに新らしい株式を與え、これらの株主のみで新会社を設立する場合の要件であります。第二項は、それ以外の方法によつて新会社を設立する場合の要件であります。あとの場合には、更生債権者、更生担保権者及び株主に對し、新たに払込若しくは現物出資をさせ、

又はさせないで、その株式の一部を引受けさせる場合を含んであります。なお、更生計画においては新会社の取締役及び監査役の選任についても定めるべきものとし、又社債の発行等についても併せて定めることができることとしてあります。計画において新会社設立について定めた場合の効果は、第二百六十七條及び第二百六十八條に特例が定められておりまして、手続が非常に簡素化されております。

第二百三十五條は、更生計画において会社の解散の定めをしようとするとき、第一項は、更生債権者、更生担保権者又は株主に對して、元の債権、株式等の代りに新らしい株式を與え、これらの株主のみで新会社を設立する場合の要件であります。第二項は、それ以外の方法によつて新会社を設立する場合の要件であります。あとの場合には、更生債権者、更生担保権者及び株主に對し、新たに払込若しくは現物出資をさせ、

第二百三十六條は、更生計画において、吸収合併について定める場合の要件を規定しております。吸収合併について定めた場合の効果は、第二百六十六條に規定しております。

次に第二百三十七條は、更生計画において新設合併について定める場合の要件を規定しております。計画において、新設合併について定めた場合の効果は、第二百六十六條に規定しております。

次に第二百三十八條は、更生計画において新会社の設立について定めるときに、第一項は、更生債権者、更生担保権者又は株主に對して、元の債権、株式等の代りに新らしい株式を與え、これらの株主のみで新会社を設立する場合の要件であります。第二項は、それ以外の方法によつて新会社を設立する場合の要件であります。あとの場合には、更生債権者、更生担保権者及び株主に對し、新たに払込若しくは現物出資をさせ、

又はさせないで、その株式の一部を引受けさせる場合を含んであります。なお、更生計画においては新会社の取締役及び監査役の選任についても定めるべきものとし、又社債の発行等についても併せて定めることができることとしてあります。計画において新会社設立について定めた場合の効果は、第二百六十七條及び第二百六十八條に特例が定められておりまして、手続が非常に簡素化されております。

定を設けてみたのであります。勿論更生計画においてこのすべてを用いなければならぬというわけではありませんで、具体的場合に應じましてその適切なものを選んで行けばよいわけでありませう。

次に第二百三十六條、これは條件に一定の差等を設けなければならぬという規定を規定したものでありまして、非常に思想的には重要な規定でございます。更生手続に参加する権利者の権利にはその性質に差異があり、この差異を無視するときは不当な権利の侵害を生ずることになります。本條は、権利の性質に応じて必ず計画の條件に公正衡平な差等を設けなければならぬ旨を規定いたしました。実質的な平等を考えたわけでありませう。この順位を無視した計画、例えば株主の権利を債権者の権利よりも有利に取扱うような計画は不適法でありまして、たとえ関係人集会におきまして、可決されても裁判所はこれを認可することができないわけでありませう。第二項は、罰金、料料等の請求権及び租税等の請求権は、別の性質を有するものでありますので、第一項の規定の適用がないことにいたしました。これは又別個の見地から取扱うということを示唆しているものであります。

次に第二百三十七條は、平等の原則を定めたものでありまして、更生手続は、各権利者が公正衡平に満足を得ることを本旨とするに鑑みまして、本條は、同じ性質の権利者に対する條件は原則として平等でなければならぬ旨を定めたものであります。併し形式的な平等は必ずしも実質的な衡平をもたらすものではありませんので、但

書におきまして少額債権等について或る程度の例外を認めることにいたしました。実情に即し得るようになしたわけでありませう。

次に第二百三十八條は、取締役等の選任等に関する規定であります。即ち取締役及び監査役の選任等に関する計画の定めが衡平で、更生債権者、更生担保権者及び株主の一般の利益に合致するものでなければならぬ旨を定めたものであります。それは取締役、監査役等の入選は、更生債権者等の利害に関するところが大きいですので、一部の策謀家の画策があつたりするのではないように、こういう規定を設けているわけでありませう。

次に第二百三十九條は、特定の更生債権者等に対する、更生計画の定めによらない特別の利益の供與の効力について定めたものでありまして、和議の場合等の例に倣つたものであります。以上で第七章の説明を終ります。

○委員長(伊藤修君) ではこの程度にいたしました。休憩いたします。午後は一時から再開したいと思います。

午後一時五十分休憩

午後一時三十分開会
○委員長(伊藤修君) 午前に引続いて委員会を開会いたします。

これより午前に引き続きまして質疑に入ります。六十二條と六十三條の関係ですが、仮にここに更生手続開始以前に担保を会社に提供しておつた者があつた。そして会社が債権者としてある場合にその債務は完済された。それで会社はただ手続を怠つておつて、その所有権が会社に残つておるといふような場合は六十三條によつて取戻すこ

とができないことになるのですか。六十二條によるといふと取戻す権利に影響を及ぼさない、こう言つておるし、六十三條によると、「担保の目的でしたことを理由としてその財産を取戻すことができない」といふのです。が、今のような場合はどうなるのですか。

○説明員(佐野木雄雄君) 取戻せませう。

○委員長(伊藤修君) その担保を会社に提供しておる者が、すでに債務をもつて完済されておつて、たまたま手続のなされていなかつたというだけで六十二條の適用はないのですか。いわゆる実質的な会社の財産に属していないことは明らかなんです、説明によれば……。

○説明員(野木新一君) この六十三條の規定は、破産法から借りて来たものであります。このような規定がありませう。趣旨は、いわゆる流渡担保という場合におきましては、当事者の内部の間におきましては、或いは所有権がどこにあるかという問題もありませう。外部の関係におきましては、即ち第三者の側から見た場合におきましては、財産が会社に譲渡されておつたという形になつておりますので、第三者を保護するという趣旨におきまして、外部の関係に着目して、内部的所

有権のことは力を置きません。この取戻権を認めないことにいたしましたわけでありませう。従いまして仮に担保をされおる債務が弁済されたいしたしましても、その関係から見まして、なお会社に占有があり、或いは登記もしておるといふような場合には、やはり六十三條の規定の適用を受けるものと存

する次第であります。

○委員長(伊藤修君) そうすると、六十二條の場合はどういう場合を想像するのですか。

○説明員(野木新一君) 六十二條の場合、例えば一番極端な場合は、何かの間違ひに基きまして、偶然会社の財産みたいな恰好になつていたといふようなもの、或いは使用貸借等によつて会社が借りたといふようなもの、即ち所有権はつきり会社以外の者に、内外共にはつきりしておるような場合が考えられるわけでありませう。

○委員長(伊藤修君) 会社に占有が移つておつて、現に会社がそれを使用しておる場合は、不動産の場合は別として、動産の場合は第三者の面から考えれば、これは会社のものであるといふように見ることが当然であります。そういう場合においては六十三條において、立法措置から言へば、その現実を以て第三者の保護のために六十三條の適用がやはりあるんじゃないですか。

○説明員(野木新一君) 例えば使用貸借の場合は、使用貸借関係がはつきりしております。ただ六十三條に規定しておるいわゆる流渡担保の場合におきましては、当事者の内部関係において所有権を留保するというような場合、或いは担保の目的だけで所有権を相手に移すといふようなことにはあらかじめなおりますが、外部との関係におきましては飽くまで財産を譲渡した、所有権が会社に移つておるといふ関係になりませう。單なる使用貸借といふような場合と全く外面も異なつておると考えるわけでありませう。

○委員長(伊藤修君) 不動産の場合は問題はないと思ひますけれども、動産の場合についてはいわゆる委託の品物もありませうし、使用貸借もありませうし、一時貸借の場合もありませうし、現に会社が占有しておるものに対しては、六十二條の適用があるように御説明があつたのでありませうが、それと六十三條の區別は困難ではないのであります。

○説明員(野木新一君) 多少言葉が足りなかつたかと存せられますが、現に会社の占有しておる物すべてについて六十三條の適用があるのではありませんでして、担保の目的で会社に財産を譲渡した、そういう場合だけでありまして、而もその金は返したけれども、まだ担保の目的で譲渡したといふような外部関係がなお残つておるといふような場合には、六十二條の適用はなく六十三條で行くのであるといふ趣旨でありまして、その場合におきましては全く法律関係が變つてしまひまして、借金は返してしまつた、担保も一旦返した。併し以後は借りておくのだといふような関係になります。これは六十二條のほうに行くものと考

えておる次第であります。

○委員長(伊藤修君) そうすると、動産を現実占有しておつても、その法律関係が担保によつてそれを占有するに至るといふ場合だけであつて、その他の場合は六十二條によつて賄える、こういうわけでございます。

○説明員(野木新一君) さようでござります。

○委員長(伊藤修君) 六十四條の場合において、売主が損害をこうむることがあり得るのであります。その損害

をこうむつた場合については百三條の適用があるものと考えられますが、そうですか。

○説明員(位野木益雄君) この売主が六十四條によつて物品を取戻す権利を持つておられますので、大体において損害をこうむることは少ないと考えるのでありますが、なお百三條の規定の適用を妨げませんので、こちらの要件に該当する場合には、管財人のほうから契約の解除、そして百四條によりまして相手方は損害があれば賠償を請求する、こういう趣旨であります。

○委員長(伊藤修君) この契約解除取戻しによつて生じたところの、例えば保険であるとか移送料であるとか、手数料だとかによつて生じたところの損害といふものは百三條の適用であり、そして百四條の適用によつてこれが権利を保護される、こういうように解釈してよろしいのですか。

○説明員(位野木益雄君) 百三條は管財人のほうに對しまして特に解除権を認めたもの、その解除によつて売主のほうに損害がありますれば、百四條によつて只今申されたような損害も請求できるという趣旨であります。

○委員長(伊藤修君) 六十六條は物品の取戻権者が返還請求権喪失の場合に限るのではありませんか。

○説明員(野木新一君) 例えば会社が売渡担保として取得しておつた財産を……売渡担保では工合悪いわけですが、他の者から借りて持つていた財産を第三者に売つてしまつたというような場合におきまして、会社はその代金の支払を請求する権利を取得するわけでありまして、本来の取戻権者は会社に対してその代金の支払請求権を自分

のほうに寄越す、そういうことにいたしました、実際に物を取戻す代りに、会社がほしいままに売却した代金の請求権を取得することができ、そういう趣旨の規定であります。

○委員長(伊藤修君) 本来取得権があるというような場合ですが、そうするとその品物に対して所有権が第三者に移つて行かないのじやないでしょうか。

○説明員(野木新一君) 御説のように移る場合と移らない場合があると思ひますが、例えば倒産等のような場合には移る場合もありまして、一番典型的の場合にはそのような場合を考えているわけでありまして。

○委員長(伊藤修君) そうすると本質的に法律上その所有権が移る場合も、移らぬ場合も含むのですか。或いは喪失した場合だけが予想されておるのでしようか、どちらでしょうか。

○説明員(野木新一君) 六十六條といひましては、その両方を含む趣旨に考えております。

○委員長(伊藤修君) 両方含む……、つまり法的にそれがここに解釈が出来るのでしようかね。そうすると反對給付の請求権といふものは本質は何か。給付の請求権ですか、或いは求償権になるのですか。単独行為によつて債務を生ぜしむることになるのですか。

○説明員(野木新一君) これは一番典型的な場合といひましては、会社が物を売つた場合に代金請求権を会社が取得するわけでありまして、その代金請求権の移転を請求することができ、というような場合が一番はつきりしておるものと思ひます。

○委員長(伊藤修君) その場合はよろしいとしても、本来権利が第三者に移らないという場合も含むとおつしやるのですか。そういう場合に、この反對給付の請求権といふものは、いわゆる給付の請求権といふことが言えるかどうか。或いはそれによつて、単独行為によつて権利関係が初めて創設される……或いは求償権といふことが言えるのですか。

○説明員(位野木益雄君) 所有権は、会社が第三者に移したとせん場合には、取戻権者が直接第三者から物件返還の請求をする。物件の返還の請求をするといふことができます。場合によつておろしきものでありますが、そういうふうな手段を取りませんが、そういうふうな手段を取りませんが、所有権としては第三者にはまだ移つてない、併しなから会社と第三者の間には売買契約が現実にはできておるわけでありまして、無効でも何でもないわけでありまして、その契約を援用いたしまして、その契約を認め、売買代金請求権だけをこちらにもちこたうというふうなことで、事足りるという場合には、その第六十六條でも行けるというふうな考へて差支えないと思ひます。

○委員長(伊藤修君) そうすると、本来の権利が喪失しない場合においては便宜規定になるのですか。或いは法律的にそういうふうに出るという解釈ですか。

○説明員(位野木益雄君) 法律的に便宜規定のものであると考へております。

○委員長(伊藤修君) そうすると、現在債権者としては第三者に直接この取戻請求権を行使することもできるが、

又先の会社と第三者との間になされた取引行為を認めて、その反對給付をすることもできる。いずれかの一方を選ぶことができるのですか。

○説明員(位野木益雄君) そういうふうな考へております。

○委員長(伊藤修君) 六十九條では更生債権又は更生担保権に関するもので異議のないものについてはどうなるのでしょうか。

○説明員(位野木益雄君) 更生債権又は更生担保権に関する訴訟で異議のないもの、こういう趣旨なんです。

○委員長(伊藤修君) そうです。

○説明員(位野木益雄君) それは事実上この更生担保権として任期の期日におきまして争ひがなくて確定した場合のことでありまして、実体上その訴訟の目的は達せられたわけでありまして、これは事実上受継ぎをしなくてもすでに目的を達して訴訟が終了するといふふうに考へております。

○委員長(伊藤修君) 訴訟を終了しておれば問題はありますが、現に訴訟中であるという場合においては、中断とか中止とかにならないといふことになるのですか。

○説明員(位野木益雄君) これは中断、形式的には中断中のものは必ずと續くわけでありまして、当事者が目的を達した以上は、これは取下げとかいふことで訴訟が終了するといふふうに考へております。

○委員長(伊藤修君) そうすると、將來当事者においてそれは適当に処理されるというふうな考への下にこちらにも、百四十九條と照合してどちらにも入らんことになるわけですか。

○説明員(位野木益雄君) さうでございませう。

○委員長(伊藤修君) 七十一條ですね、専屬管轄がある場合もこれは含むのでしょうか。

○説明員(位野木益雄君) 第四項の規定に該当しない限り専屬管轄のものも含むわけでありまして。

○委員長(伊藤修君) 訴訟法の特例になるのですか。

○説明員(位野木益雄君) さうでございませう。これは更生手続を円満に遂行するために、各裁判所では……に訴訟を遂行しておつたのでは非常に不便ではないかといふことで、特に認められた規定であります。

○委員長(伊藤修君) 七十二條ですが、これは商法の規定を大体入れておるようであります。商法三百八十六條の第五号、第六号といふものはここに入れてもよいという理由があるのですか。

○説明員(位野木益雄君) 三百八十六條第五号は「取締役又は監査役ノ解任」の処分でございますが、更生手続が開始いたしますと財産關係の管理權は管財人に移ります。併しなから会社の人格そのものについては、更生手続が開始されても影響を受けないといふ建前を取つておまして、取締役、監査役等の選任、解任等につきまして、これは外部的な力によりまして更生手続が開始したからという理由で、解任するといふことは適當でないといふ考へから認めないことにいたしましたのであります。

○説明員(位野木益雄君) この「発起人、取締役又ハ監査役ノ責任ノ免除ノ禁止」これは第五十四條の規定によりまして第七号の権利の放棄というところに該当する考えますので、これは裁判所の許可がなければできないことになっておりますから、そういう面からコントロールされるものと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 取締役の責任追及に關する訴訟は提起されておる場合に、査定との關係はどうなるのですか。査定は既判力を持つて来るのですか。現に取締役の責任追及訴訟が提起されておる場合において、査定ということがある場合においてそれとの關係です。

○説明員(位野木益雄君) 会社が取締役に対して責任追及の訴を提起しておる際に、更生手続を開始したという場合には、その訴は会社財産關係の訴訟として中絶される。そうしてこれによりまして略式手続による査定の手續、これを取りまして責任の追及をいたしてもよろしい、こちらのほうは好ましいと思ひますが、併し非常に訴訟が進行しておるといふ場合には、これは受審の規定でそれを受審いたして、それを遂行してもよろしいという……。

○委員長(伊藤修君) 査定というものは一体どういう形式でされるのですか。或いは数字だけを羅列するといふ形式を取るということが予想されますが、その効果は既判力を持つのですから、判決処分のごとく書かれるのですか、査定の形式です……。どういふことが予想されるのですか。

○説明員(位野木益雄君) この査定の裁判の制度は、商法の制度に倣つたことは、先ほど御指摘の通りでありまして、そしてこの査定の現実の裁判というものはまだ例がないのじやないかと想像いたしておるわけでございます。この規定の趣旨として考えて頂きたいのは損害賠償請求権の存在を確定するといふことがわかれれば、給付の義務を認める形式でなくて、損害賠償請求権があるといふことを確定する形式でいいというように考えております。

○委員長(伊藤修君) そうすると、實質的には損害賠償の給付が確定し得るような形式を取ればいいと、こうおっしゃるのですか。

○説明員(位野木益雄君) さようでございませう。

○委員長(伊藤修君) 第七十一條及び第七十五條ですね。更生裁判所という文字が出ておるが、一休裁判所法に言うところの裁判所のほかにこういふ更生裁判所というものがござるのですか。それともこれは現に係属しておるという裁判所を指すものですか。そういうものですか。

○説明員(位野木益雄君) これは破産法におきまして破産裁判所という言葉を使つております。その意味は破産事件の管轄裁判所という意味だろうと考えております。この法律もその先例に従つたわけ、更生事件の管轄裁判所という趣旨であります。

○委員長(伊藤修君) そうすると、この説明文はこの更生事件の管轄裁判所と、こういふふうに読むのですか。

○説明員(位野木益雄君) さようでございませう。

した査定、いわゆる判決に類似するよるな効果を持つところの査定に対して異議がある場合において、それをその異議の訴を受けて又これを審理、判決するといふことは裁判制度の上において、ちよつと不合理のように考えられるのですか、この点はどうですか。

○説明員(位野木益雄君) この査定の裁判は略式の手続でありまして、異議のない場合に初めて確定判定としての執行力を持つところの査定でございます。いわゆる前審の裁判といふふうなものでございませう。従いまして査定の裁判をした裁判所と、その異議の訴の裁判所とは同一の裁判所であつても差支えがないじやないかというふうに考へる次第であります。

○委員長(伊藤修君) 覆審とか続審とか、こういう觀念は出て来ないのですか。

○説明員(位野木益雄君) 正式の審級とは認めないといふ考えに立つておりますので、覆審とか続審とかという觀念が普通言われませんが、これは正式の審級の場合のことを指すのが普通であると思ひますが、そういう觀念にはびつたりと当てはまらない。これはそこまで至らない。略式の、正式の審級じやない裁判の段階であるといふふうに考へております。

○委員長(伊藤修君) 次に七十二條の申立人であるが、この申立人の範圍は三十九條との衡衡上利害關係人とするほうがいかに考えられるのですか、この点はどうでしようか。

○説明員(位野木益雄君) 七十二條の場合には、更生手続開始後、従前の会社の理事者に対する責任の追及をするといふ処分でございます。これにつき

まして申立人を非常に広くいたしますと、相当場合によつて濫用するものがございませう。これを抑制する手続が選延する。こちらの査定の手続後更に異議の訴を起すといふふうなことになる。ますと、相当厄介なことになる。ことが考えられるのでございませう。で、或るべく申立人の範圍を狭めよう、そうして手続の迅速を図ろうといふ趣旨で、こういふふうに定めたものでございませう。三十九條のほうは、これはまだ手続開始前のこととございまして、その保全処分の必要の有無、これといふことにつきましての審理、これはまあ比較的簡単な手續であるといふふうにも考えられますので、これは相當広く認めてもそれほど弊害はないんじやないかといふ考へ方から、こういふふうにいたしましたものでございませう。

○委員長(伊藤修君) 更生手続促進を重点にされて申立人の範圍を縮小されたといふのですが、たゞ、そういふ人はないでしようけれども、管財人なり或いは審査人なりが頭迷であつて、債権者が幾らいつてもやつてくれないといふような場合におきましては、みづからやり得る途を開いたほうが却つて適当じやないかと思はれるのです。が、往々にして管財人がなか／＼やつてくれぬことがあるのです。

○説明員(位野木益雄君) そういふふうな場合には管財人の責任を問う、或いは解任の手続をとるといふふうな処置もございませうが、更に直接的には裁判所の職権を促すといふことにして、目的を達し得るのではないかとはいふに考へます。

○委員長(伊藤修君) これは先ほどの問題と関連しますが、七十五條によつて「査定の裁判に不服がある者は、決定の送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴を提起することができ」と、こうあるのですが、これは上級審に持つて行くほうが適當じやないでしようか。先ほどの御説明もありましたが、結局みづからした査定とはいへ、一つの簡易な略式手続ではありませうが、一つの裁判でありますから、その裁判に対して不服のある者は、やはり民訴の本則に従つて上級審に持つて行き、適正な判決を求めるといふほうが適當じやないでしようか。

○説明員(位野木益雄君) 御意見のようにな立て方もできないことはないと思ひます。と、査定の裁判は略式の手続でありまして、通常の裁判手續とは、大分当事者の権利の立場から考へるとやはりお粗末といえる手續でありますので、当事者の審級の利益といふものは奪われてしまふ、一つ審級が少くなるといふふうなことになると思ひます。この査定の請求と申しますものは、これは更生裁判所が会社の事情に精通しておるといふこととから、そういう裁判所とした略式の裁判に当事者が服する場合が多いのではなからうか。そういうふうな場合には通常の手續によらなくても片付く場合が多くはないかといふことから設けた制度でありまして、この裁判に対して更に不服の申立をする場合に、上級裁判所へ持つて行くといふことにいたしますれば、これはやはり略式の手続ではないかといふ、要求といひますか、反対の考へ方ができるであらう。そういうところからやはり原審

問題と関連しますが、七十五條によつて「査定の裁判に不服がある者は、決定の送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴を提起することができ」と、こうあるのですが、これは上級審に持つて行くほうが適當じやないでしようか。先ほどの御説明もありましたが、結局みづからした査定とはいへ、一つの簡易な略式手続ではありませうが、一つの裁判でありますから、その裁判に対して不服のある者は、やはり民訴の本則に従つて上級審に持つて行き、適正な判決を求めるといふほうが適當じやないでしようか。

の、原審といひますか、更生裁判所にその訴をされたいというふうにしたのであります。

○委員長(伊藤修君) この異議の訴の内容はいろいろありましようが、それによつてこの査定、現に査定された内容を減らすことも、或いは増やすこともあり得ると思ひますが、減らすことが多く問題はないと思ひますが、増やすというふうなこともできるのですか。

○説明員(位野木益雄君) これは不服の申立をする者が管財人であるというふうな場合に、管財人が原審の査定が、原審と申しますか、査定の裁判における裁判された金額が少いというふうなことで、不服の申立をして、異議の訴がなされたという場合には、これは増額することができると考へております。

○委員長(伊藤修君) 八十二條に「否認権は、訴又は否認の請求によつて」と、こゝにあるのですが、二つを取つておるのですが、これは否認だけの一本に立てることは何か不都合があるのですか。

○説明員(位野木益雄君) この訴の方法と、否認の請求の方法と、二つを認めました趣旨は、先ほどの査定の裁判を認めました趣旨と同様でありまして、通常の訴のほかには否認の請求という略式な否認の方法、否認権行使の手続を認めたものでございます。

○委員長(伊藤修君) それはわかりませんが、訴といふことを特段に入れなくてもいいんじゃないでしょうか。

○説明員(位野木益雄君) 否認の請求といふことだけをここに書いておきますと、通常の訴では否認権の行使はでき

きないのではないかと疑を生じますので、明記したわけでございます。

○委員長(伊藤修君) 若し管財人が否認権を有しないようなときに、管財人がその場合債権者に否認権を行使させるといふ考へ方はどうですか。

○説明員(位野木益雄君) 管財人のない場合には、更生債権者又は更生担保権者が否認権の行使をするというふうな建前になつております。

○委員長(伊藤修君) それはわかつておりますが、管財人である場合においても、管財人が行使しないというふうなときに、債権者を以て否認権を行使させるといふ考へ方はどうですか。

○説明員(位野木益雄君) そういう場合に管財人のほかに更生債権者等にも、殊に否認権の行使を許すということになりまして、これを濫用と申しますが、大した理由がなくて否認の訴を出すというところで、手続が遅延されるというところを恐れるわけでありまして、この手続におきまして、遅延の理由として考へられるものの最も大きなものの一つは否認権の行使ではないかと恐れてゐるわけですが、破産手続におきましても、否認権の行使のために手続が数年も遅延しておるといふ事例が非常に少なくないと思ひますが、そういう弊害を矯める意味からも、これは管財人がある場合には管財人に限りその行使を認めるといふのが適当じやないかと考へる次第であります。

○委員長(伊藤修君) 次に九十三條と六十八條との関係ですが、九十三條は六十八條を排除するという意味でございますか。

○説明員(位野木益雄君) そういう趣旨でございます。ただ更生債権者の提起した訴訟というふうな場合、これは形式的には、少くとも会社が当事者にはなつていないと思ひます。で、これをどういふふうに解釈いたしますか、考へ方によつては会社の財産関係の訴訟じやないという見方もできるかと思ひますが、併しなから又これは広い意味で、会社の財産関係の訴訟であるという考へ方も成立つと思ひます。有力なる学説は、そういう場合も会社の財産関係の訴訟に含むというふうになつてゐると承知しております。そういう建前をとりますと、九十三條は六十八條の例外だということになります。

○委員長(伊藤修君) 特に詐害行為取消請求権に関する訴訟をここで取上げるというところは、これは必要があるのですか、どういふ理由から來てゐるのですか。

○説明員(位野木益雄君) これは詐害行為及び破産の否認の訴、これは更生手続における否認の請求乃至否認の訴と、本質上同質のものであります。それでこの更生手続が始つた場合には、むしろ従前の詐害行為等の訴訟はそのまゝ中止せしめ、否認の請求の手続によつてその目的を達するほうが適當ではないかといふことから、ここに中止をいたしましたのであります。

○委員長(伊藤修君) 九十八條の管財人の代理人でありますか、これは公務員ですか。

○説明員(位野木益雄君) 公務員ではないと解しております。

○委員長(伊藤修君) そうすると、公務員でないといふと、管財人は公務員でしよう。

○説明員(位野木益雄君) 管財人も、刑法の第七條に言われる公務員ではないといふふうに考へております。

○委員長(伊藤修君) そうすると、管財人が犯罪を犯した場合においては、刑法の公務員としての責務は成立しないわけではございませんか。

○説明員(位野木益雄君) さうでございます。別にこの法律において責務の規定をいたしてあります。

○委員長(伊藤修君) 九十九條に「管財人の任務が終了した場合」といふふうにありますか、「終了」といふことはいつを指すのですか。

○説明員(位野木益雄君) これは管財人が解任された場合、そのときとそれから手続の終了、即ち更生手続の終結廃止等の場合、その決定のあつた場合といふふうに考へます。

○委員長(伊藤修君) 百三十條の第四項の労働協約といふのはどういふ範囲を指すのですか。

○説明員(位野木益雄君) これは労働組合法の第三章の労働協約と同じ工合に考へております。

○委員長(伊藤修君) 労働組合法の何章ですか。

○説明員(位野木益雄君) 第三章です。

○委員長(伊藤修君) 大体今日はないと思ひますけれども、よくまだ地方のほうへ参りますと、地方組合の場合において、労働組合の理事者が労働組合法、労働基準法の規定を理解してないために、こゝういふ形式を整へぬ場合もあるでしよう。併しその内容は即労働協約と見らるるものを作つてゐるのですね。話合ひなり何なりで……。そういう場合をも含むのですか、含まないのですか。いわゆる労働組合法に言うこれだけの形式を整へないものは労働

協約とはみなされない、こゝういふ考へ方ですか。広く労働間においてなされたところの労働協約はすべてこれを取り入れるという考へ方ですか。

○説明員(位野木益雄君) 先ほどの説明は或いは少し言葉が不足したかも知れませんが、厳密には労働組合法に定めるような形式的な要件を備へなくても、実体上労働協約の性質を持つてゐるものは本條にいわゆる労働協約に該当するといふふうに考へます。

○委員長(伊藤修君) そうすると、広く解釈して頂けるのですか。

○説明員(位野木益雄君) さうでございます。

○委員長(伊藤修君) 更生計画で労働協約を排除するとか、或いは変更するといふことはできるのでしょうか。

○説明員(位野木益雄君) 労働協約はその更生計画によりまして実質的に変更を受けることはございまして、これは労働協約といへどもそれに、計画に従わざるを得ない。労働協約に反するやうな更生計画、労働協約の條項に反するやうな更生計画も有効である。さうして計画のほうは優先するといふことを考へておるわけでありまして、労働協約そのものは計画によつてそのまま破棄されるというふうなことはできない、こゝういふことになつております。

○委員長(伊藤修君) そうすると労働協約といふものは、こゝういふやうな更生手続の開始の場合においては一方的にその内容が変更できるということになる、労働組合法の持つところの精神といふものは、この法律によつて廢棄されるという結果を生ずるのですが、その点は果して妥當でしようか。

○説明員(位野木益雄君) これは無條

第四部第一類 法務委員会社会更生法案等に関する小委員会(第十一回国会継続)會議録第三号 昭和二十六年九月七日【參議院】 九

件に労働協約に違反できるという趣旨ではございませんので、例えば会社が清算手続に入った場合には、労働協約の或る事項はこれは自然働かないということになる。で、その協約に反する、形式的に反することもなし得るといふことが認められると思ひますが、それと同じように、会社が更生手続に入つて、事態が非常に変更した。そして会社の状態としてはもはや労働協約の或る事項はおのずから効力がなくなつておるといふふうに考えられる部分が生ずるといふふうに考えられます。そうしてそういう事項を飽くまでも固守するというのは、むしろ権利の濫用に属するといふふなことが考えられる場合もあると思ひますが、そういうふな限度でこれを變更し得るといふふうに考えております。

○委員長(伊藤修君) 私のお尋ねしたことは、一方的にそれができるかという事です。いわゆる会社を代表するところの管財人、若しくは審査人において労働協約の代表者と労働協約の變更を協議する。その結果變更するといふことならいいのですけれども、そうじゃなくてただ更生計画という資本家側の一方的行為によつて、これが破棄され、或いは内容の變更もされる。これは事実上労働協約が実行されない面が経理上からもあり得ることもあるでしょう、又それが運用し得ないという面もありましょうが、それは自然現象であつて、それをなお且つやれといふことは、それは或いは権利の濫用といふことも起るでしょうが、そうじやなくて、会社の更生計画というものをこれを取入れて、そうして更生計画遂行の上において従来の労働協約という

ものを改訂する必要に迫られた。こういう場合においてそれを一方的になし得るかどうか、こういう点です。○説明員(位野木益雄君) そういう場合には勿論一方的になし得るといふことは考えておりません。効力を失つたといふふうに見られる部分について、これは場合によつてそれに反する定めもなし得るが、併しそれ以外の部分、及びそういう部分にいたしましても労使双方の協議によつて労働協約を改訂するといふ建前で進むのが、常道であるといふふうに考えております。

○委員長(伊藤修君) 常道はいいのですよ。常道を取つてくれればいいけれども、要するに管財人が法律知識がなく、若しくは法律知識の誤解によつて、それは一方的にできるのだといふ考えの下になされるかどうかということがあるのです。常道を辿つて下さる、常識から考えればそれは結構ですが、そうでない場合を想像して……○説明員(位野木益雄君) そういう効力が變更されるという以外の部分については、飽くまでも拘束されて、變更については労働組合の同意が要するといふことに考えております。

○委員長(伊藤修君) 更生計画によつて労働協約を變更しようとする場合においては、飽くまでも協議によつてこれを決定せられる、同意のない場合においてはそれを更生計画に織込むことはできない。こういうふうに解釈してよろしいのですか。○説明員(位野木益雄君) さうでございます。

○委員長(伊藤修君) ただあなたの御答弁はさうだけれども、実際問題として

これは大きな問題ですが、これは手当せんでいいでしょうか。○説明員(野木新一君) これは大分議論したところですが、なおいま一度はつきりあとで申述べます。

○委員長(伊藤修君) それから基本法を、こういう特別法によつてどん／＼あいまい模様に陥れるといふことは、ちよつと我々としても考えなくちゃならんとするが、ね……。百六條に關連してですが、この契約解除によつて賃金はどうか、どうでしょうか。○説明員(位野木益雄君) 賃金変更請求権、これは更生債権になつております。

○委員長(伊藤修君) 雇用契約などに基づくものは本條の適用があるのですか。要するに本條は継続的契約、例えば賃貸借に基づく雇用契約の場合も適用があるかどうか。若し雇用契約も入るとするならば、労働基準法との関係はどうなるのかといふことをお伺ひしたいのです。○説明員(位野木益雄君) 百六條には雇用契約は含まない、字句上からも含まないと思ひます。

○委員長(伊藤修君) そうすると、継続的の契約、例えば賃貸借のような場合は含むのです。○説明員(位野木益雄君) 継続的の賃貸借の場合は含んでおります。

○委員長(伊藤修君) そうすると、雇用契約なんかはどこで賄うのですか。○説明員(位野木益雄君) 雇用契約は、将来の部分につきまして百三條の適用があると思ひます。

れるとすれば、労働基準法との関係は、これは原則的に労働基準法を基本にして処理されるのですか。○説明員(位野木益雄君) さうでございます。

○委員長(伊藤修君) 百八條に「数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人について更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始當時有する債権の金額につき各更生手続において更生債権者としてその権利を行うことができる。」とありますが、この数人といううちには一人の場合も含むのですか、必ず数人を要するといふ考え方ですか。

○説明員(位野木益雄君) これは数人以内といふ意味と考えます。○委員長(伊藤修君) 一人の場合は含まないのですか。○説明員(位野木益雄君) 含みませ

○委員長(伊藤修君) 百十條に「数人若しくは一人」と書いてあるのです。が、これとの區別は、やはりこういう必要があるのですか。○説明員(位野木益雄君) 百八條の場合には、これは数人か所にといいいます。か、数人に更生手続が開始された場合、各手続に対する債権の届出の金額、これが金額でもよろしいという意味でございます。百十條のほうは、これは求償権の關係でありまして、数人について更生手続が開始された、その数人同士の間の求償権の關係でございますので、これは一人の場合も意味があると考えております。

○委員長(伊藤修君) ちよつと戻りますが、九十四條の管財人について、人

材選択の点から範圍が本法では狭いように感ずるのですが、これをぐつと広くする考えはないのですか。○説明員(位野木益雄君) これを広くすると申しますと、利害關係のない者という制限を撤去する御趣旨でございますが、その点でございますと、これはやはり管財人はその職責上公正な立場になければならぬ。一方の利益を圖り、一部の人の利益を圖つて、全体の利益を害するといふことがあつてはいけないといふ要請が非常に大であると考えますので、これは利害關係のない者という要件は非常に重要な要件ではないかと考えております。これはアメリカの前例におきまして、更生手続の前身に、衡平法上の管理の制度がありまして、この制度では利害關係のある者、例えば大口債権者などが管理に當るといふような制度になつておつたようであります。そのほかアメリカの事情と申しますか、今までの更生手続の実績におきましては、利害關係のある者が管理に當つていたという例があつたやうであります。これらの例はいずれも弊害が多くて、どうしてもいけないといふことで、最近の立法におきまして特に利害關係のない者という要件を挿入して、現在ではそういう法律の下に運営をしている、そのことが非常にうまく行つてゐるといふやうに聞いております。業務の運営という点から見れば、利害關係のある人のほうが便利であるといふ場合が多いかと思ひますが、その要請と、利害關係の有無の要請と、どつちが重いかといふ考慮から決定するべき問題であると思ひますが、やはり利害關係のない者という要件は必要ではないかと考えてお

ります。

○委員長(伊藤修君) 今の御説明の趣旨から伺いますと、結局はやはり整理ということが主眼に置かれて、会社を運営して行くということが第二義的に考えられているところから来て

いると思えますが、アメリカあたりの国民水準から行けばそういう人がうやうやいと思えますが、併し日本では国民の知識水準というものがそこまで行っていない。だから特殊の事業、或いは一般事業でも、これを経営しようというのには、やはりそこに何らかの特殊な知識を要するのではないでしようか。そうすると多くの場合は結局利害関係を持つているということになるのです。取引関係にあるとか、或いは鋼材を仮に製造する会社である場合には、鋼材に関する取引のあるところの人がやはりふさわしい資格者ということになるのではないでしようか。そういう者を選ぼうとすると、取引関係があるとか、何らかの利害関係がある。又日本の実情からいっても、親会社が子会社を救済するとか、或いは子会社同志でこれを救済し合うとか、いわゆる利害関係ある者においてのみ更生させるという熱意が強いのではないでしようか。更生するというのを第二義に置いて整理の公平ということに主眼を置くことは破産法と同じ結果を招来するということになるのではないでしようか。必ずしも利害関係ある者が不公平を来たすということはない。若し不公平があれば法によつて適当にこれを制約できると思えますが……

○説明員(野木新一君) 実は管財人を如何なる人から選ぶかということは、この更生手続の成否について非常に勘

どころとなるものでありまして、実際に当りましては最も議論されたところの一点であります。ただ私どもは実際に当りまして考えましたのは、只今位野木参事官から申されましたが、アメリカにおけるいわゆる更生手続の発達の歴史を概略調べてみますと、初めは大口債権者といったような最も利害関係を持つた者が、いわゆる更生手続を支配しておつたやうであります。これは一面非常に都合がよいところがあるとともに、他面又非常に不公正な点が生じて非常に弊害が多かつたやうであります。それで新しい立法におきましては、管財人はやはり利害関係のない者から選ぶという点が法制改革の一つの大きな目安になつておつて、それが最近において実現せられたやうな事情であることがわかつたわけでありまして、それで一方はそういうやうな立法のアメリカの発達の経緯を参照いたしました。勿論アメリカと我が国におきましては、経済規模その他いろいろな点で異なりますので、直ちにこれを参考にすることはできないといふ点もありますが、併し理念的の点

はやはりそれを貫いたほうがよいのじやないかという考えから、原則はそういういたしました。併しながら今仰せになりましたやうな実際の見地も又大いに考えなければなりませんので、特に我が国におきましてはこの種会社更生手続を担当するやうな管財人が必ずしもまだ多くないだらう、そうして見ると多少利害関係ある者を使わなければうまく行かない場合もあるのではないかと、この点書を置きましてどうしても、この但書を置きましてどうしても、そういう場合が必要の場合には教人の

管財人を選任することにして、その一人の人にそういうことを選ぶことができるというふうにいたしました。実情との調整を図つたわけでありまして。

○委員長(伊藤修君) 御趣旨はよくわかりましたが、一体日本の今日の現状から考えまして、この管財人というものが従来の破産管財人とか、和議による管財人というものと非常に性質を異にする。他面において事業的能力を持つてゐる人でなければ到底できない。そういうことに至りますと、結局現状から考えれば、弁護士であるとか、或いは経理士、或いは公認会計士とか、信託会社とかいうやうなものが想像されますが、もつと考えればいわゆる従来財閥にあつて追放解除されたいわゆる非職の人、この程度しか考えられないのであります。現に大会社を経営してゐる人は、こういうボロ会社の経理を担当して、裁判所からあだ、こうだと言われるやうなものに日

人であつても、事業経営能力はえててこういう者は不得手であります。そういうものから、結局は制約された範囲内において選ばなくちゃならないというところになつて来ると、如何に法文が立派に組立てられても、このポイントが管財人の能力如何です。この法律を活かす、活かさんは結局管財人の人物如何によるのです。その管財人においてかように制約されるということになりますれば、それは法律が余りに神

経質にすぎないかと思ふのですが、余り神

経質にすぎないかと思ふのですが、余り神

経質にすぎないかと思ふのですが、余り神

経質にすぎないかと思ふのですが、余り神

経質にすぎないかと思ふのですが、余り神

経質にすぎないかと思ふのですが、余り神

経質にすぎないかと思ふのですが、余り神

経質にすぎないかと思ふのですが、余り神

経質にすぎないかと思ふのですが、余り神

経質にすぎないかと思ふのですが、余り神

経質にすぎないかと思ふのですが、余り神

